

鹿児島市市民ギャラリー令和8年度分の申込みについて

鹿児島市市民ギャラリーの令和8年度分の申込受付を下記のとおり行います。

記

1 申込み及び決定（抽選）について

「令和8年度市民ギャラリー使用申込書（鹿児島市ホームページでも入手可）」に申込者名、展示内容等と展示希望日を第3希望まで記入の上、ご提出ください。

（1）提出方法

鹿児島市役所管財課庁務室（本庁舎本館1階）に直接お持ちいただくか、郵送またはFAX、メールでお申し込みください。直接お持ちいただく際の受付期間は、令和8年1月5日（月）から2月6日（金）まで（閉庁日（土・日曜日、祝日）を除く）の8時45分から16時30分になります。

（送付先） 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所 企画財政局財政部管財課 庁舎管理係 宛
(FAX) 099-216-1162
(メールアドレス) kan-chousya@city.kagoshima.lg.jp

（2）申込期限 令和8年2月6日（金）必着

（3）抽選方法

申込期限までにお申し込みいただいた分で、日程が重複しているものは、管財課において厳正な抽選のうえ決定させていただきます。ご希望（第3希望まで）に添えない場合は、あらためてご連絡させていただき他の希望日をお伺いいたします。

（4）通知

結果につきましては、令和8年2月27日（金）までに郵送にて通知いたします。

2 注意事項

- （1）申し込みは、1団体につき1展示とします。
- （2）記入漏れがないようにお願いいたします。必要事項の記入がない場合、抽選できないことがあります。
- （3）持参される際は、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

3 市民ギャラリーの概要

- (1) 場所 市役所本庁別館 1階または西別館 1階
- (2) 利用できる方 鹿児島市内に住む人
- (3) 展示品 自作の書画や写真などギャラリーで展示できるもの。
ただし、営業的なものなどを除く。
(別紙「鹿児島市市民ギャラリー使用案内」を参照)
- (4) 展示期間 原則として、1週間（月曜日～金曜日）
- (問い合わせ先) 管財課庁舎管理係 庁務室 電話：216-1159

鹿児島市市民ギャラリー使用案内

当市民ギャラリーは、市政を広く広報する場所として、また、芸術を愛好する皆様が、自作の書画、写真等の作品を気軽に発表し鑑賞する場所として設置したものです。

使用にあたっては、鹿児島市市民ギャラリー使用要綱に基づいて使用を許可しますが、下記に掲げる事項については、要綱の第7条・第8条により使用を許可しませんのでご了承ください。

禁 止 事 項

- (1) 政治及び宗教活動を目的とするもの。
- (2) 営利を目的とするもの。
- (3) その他、鹿児島市庁舎等管理規則第7条に掲げる行為。

府舎等管理規則第7条抜粋（関係分）

- 庁舎等を損傷し又は構内の美観をそぞろに若しくは他人に不快の感をおこさせるような行為をすること。
- 法令に違反する文書又はそのおそれのある文書を掲示し若しくは配付すること。

申込み時に提出していただく書類

- (1) 市民ギャラリー使用申込書（様式第1）
- (2) 展示計画等について（様式第1の裏面）
- (3) 利用に関する確認事項

問い合わせ先

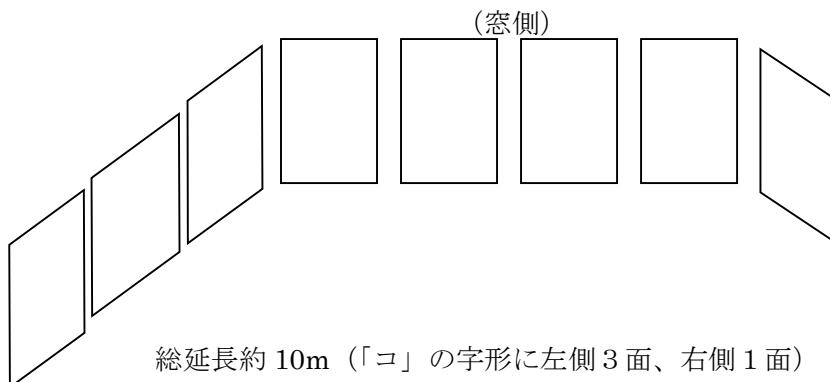
鹿児島市企画財政局財政部管財課庁務室

TEL 216-1159（ダイヤルイン）

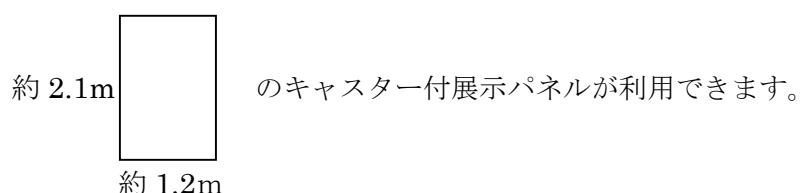
市民ギャラリー展示スペース

○別館1階（ATMコーナー北側スペース）

- 展示パネル設置例（展示パネルを8枚まで使用できます）



総延長約 10m ('コ' の字形に左側 3 面、右側 1 面)



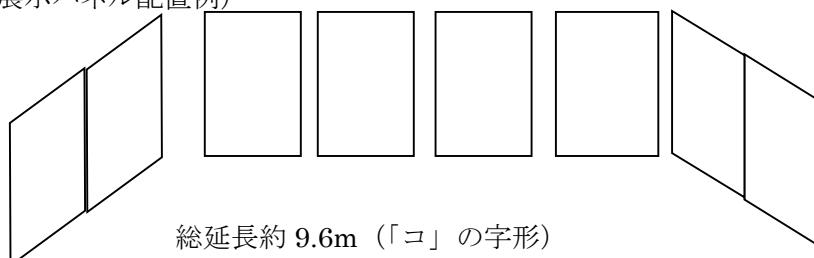
約 2.1m のキャスター付展示パネルが利用できます。

約 1.2m

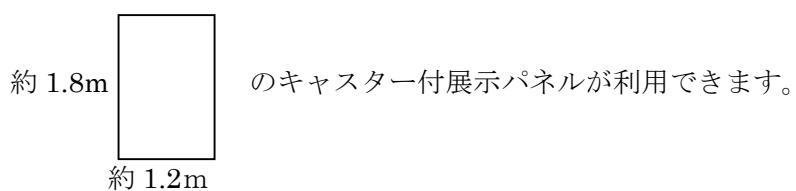
○西別館1階（ロビー階段横スペース）

- パネルを8枚まで利用できます

(展示パネル配置例)



総延長約 9.6m ('コ' の字形)

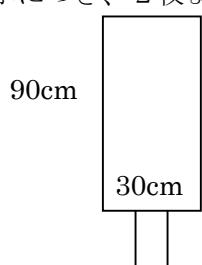


約 1.8m のキャスター付展示パネルが利用できます。

約 1.2m

※市民ギャラリー案内板サイズ

各展示につき、2枚まで貸し出します。



90cm

30cm